

当社社員による免許停止期間中における社有車の運転について

平成21年1月27日
北陸電力株式会社

当社福井支店に所属する社員が、平成20年2月2日から同年3月18日までの免許停止期間中に、作業のため社有車を数日間運転していた事実が判明いたしました。

当社は、本人から事情を聞くなど、詳しい事実関係を確認してまいりましたが、本日、警察ご当局に届出いたしました。

不祥事の重大性に鑑み、本日、本人を懲戒処分(懲戒休職、1ヶ月)とすることを決定いたしました。

地域の皆さまからの信頼回復に向け、全社を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでいる中、当社社員がこのような不祥事を起こしてしまったことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止の取組みを徹底してまいります。

以 上